

あなたの意見を京都府の文化施策に！

～「文化が活きる京都推進審議会」の委員を募集します～

京都府の文化政策に関心を持ち、府内に居住、通勤されている皆様の知識・経験等を文化が活きる京都の推進に関する条例（令和6年条例第31号）条例第4条第1号に規定された基本指針の策定等に活かすため、文化が活きる京都推進審議会に出席して積極的な御意見をいただける方を公募します。

委員の概要

- 1 募集人数 2名
- 2 任期 委嘱の日（令和6年10月13日予定）から2年間
- 3 開催回数 年3～4回程度（1回の審議時間は、2時間程度）
- 4 審議事項 文化政策の推進に係る重要事項の審議等
- 5 報酬等 審議会に出席された場合には、規定の報酬額（1回13,900円）及び往復の交費をお支払いします。

応募要領

1 応募資格

次に掲げる全ての要件を満たしている方とします。

- (1) 京都府内に居住又は通勤・通学されていること。
- (2) 日頃から府の文化政策の推進に関心を持ち、年3～4回程度開催される当審議会に出席し、積極的に発言できること。
- (3) 満18歳以上である方（令和6年4月1日現在）
- (4) 府が設置する他の審議会等の委員でないこと。
- (5) 国若しくは地方公共団体の議員又は常勤の公務員でないこと。

2 応募方法

次の書類を郵送又は電子メールにより提出してください（応募書類の返却はいたしません）。

- (1) 文化が活きる京都推進審議会委員応募申込書
- (2) 小論文（800字以内、様式自由。）
テーマ「文化が活きる京都の推進について」

* 応募申込書は、京都府庁文化生活部文化政策室（府庁2号館2階）、各広域振興局、府内市町村で配付するほか、下記京都府ホームページからダウンロードできます。
「京都府文化政策室の業務について」 <http://www.pref.kyoto.jp/bunsei/>

3 応募期間

令和6年9月2日（月）～令和6年9月13日（金）（必着/消印有効）

4 選考方法

提出された書類により、選考委員会において委員を選考し、決定します。

5 選考結果の通知

応募された方全員に郵送によりお知らせします。（令和6年9月下旬予定）

6 応募先（お問合せ先）

〒602-8570（専用郵便番号のため、住所の記載は不要）
京都府文化生活部文化政策室政策推進係宛て

電話：075-414-5166
Eメール：bunsei@pref.kyoto.lg.jp

7 その他

文化が活きる京都の推進に関する条例 <https://www.pref.kyoto.jp/bunsei/2024zyourei.html>